

平成22年2月10日

多摩市長 渡辺幸子様

多摩市特別職報酬等審議会  
会長 小坂一



多摩市特別職の報酬等について（答申）

現在の日本の経済情勢、雇用不安、所得の減収、それに伴う税源の減少、企業収益の悪化による税源の減少が確実であり、他方、支出面では市民サービスを低下させないための努力も必要な状況にある。

一方、東京都26市での特別職の比較動向等も検討を行った。東京都知事、都議会議員の報酬削減の答申もあった。

その他種々の資料も事務局より提出いただき、且つ市長の激務、さらに市議会議員の報酬の意味等検討し、委員の総意として一定の結論を得たので下記のとおり答申する。

記

1. 報酬等の額について  
平成20年度及び平成21年度の東京都人事委員会勧告相当率を減額する。なお、教育長についても同様の減額を行うことが適当である。
2. 期末手当について  
期末手当の支給月数は、平成21年度の東京都人事委員会勧告相当支給率を引き下げる。
3. 実施時期について  
平成22年4月1日から実施するものとする。
4. 報酬額等の改定にあたって  
報酬等の改定の検討にあたっては、先ず、市の厳しい財政状況や市民の生活状況を念頭に置いた。



また、過去の報酬等の改定の状況、近隣自治体との比較、一般職員の給与改定状況等を参考とした。

市長及び副市長の給料については、職責の重大性や職務の困難性を考慮すべきであるが、一昨年からの景気の急激な悪化に伴い、今後も予測される厳しい財政事情、東京都人事委員会勧告の内容などを総合的に勘案し、市民の理解を得るには、一般職と同程度の引き下げが妥当であるとの結論に至った。

また、議員報酬についても、同様の改定が妥当と判断した。

